

西ドイツにおける法学教育

——マンハイム大学法学部の場合——

安 世 舟

1980年2月末から一年間、西ドイツの諸大学、とりわけマンハイム大学——同大学はライン河とネッカー河の合流地点で古くから河川交易の中心地として栄えた近代的商業・文化都市マンハイム市にある——での在外研究中の見聞をもとに西ドイツの大学法学部を日本のそれと比較して紹介してみたい。

まず法学部の紹介に入る前に、両国の大学制度の相違について若干ふれて置きたい。というのは、両国の大学制度は、日本の大学がプロイセン・ドイツのそれを模倣して作られたとよく言われているだけあって外見的にはその類似点が多いのであるが、その実、国情の違いを反映して違いの方がむしろ大きいからである。まず第一に、西ドイツの大学はほとんどが国立大学であるといわれている。しかし日本の東大や京大のような国立大学かという、実はそうではないのである。西ドイツは連邦国家であり、各州は今もなおその国家性 (Staatlichkeit) を強く保持している。文教政策決定権は各州の専権に属し、各州の国家性を示す主要な指標の一つと考えられている。したがって西ドイツの大学は、ごく一部を除いてすべて国立大学であって、各州 (Land) という元は国であった政治的統一体の創立した「国立」大学、つまり州立大学なのである。マンハイム大学はドイツの西南部にあるバーデン・ヴュルテンベルク州立大学であり、同州には同大学の他に、フライブルク、テュービンゲン、ハイデルベルクなどの、日本でも良く知られているドイツの古い由緒ある大学がある。マンハイム大学の前身はドイツの三大経済大学の一つとして有名なマンハイム経済大学である。もっとも、日本ではあまり知られていないが、法学との関連においては日本では法哲学・刑法学の巨峰として知られているラートブルフ (Gustav Radbruch, 1878~1949) 教授が法学者として最初にデビューした大学としてドイツでは知られている。1963年に経済大学が経済学部へ改組され、それに社会科学部、法学部が増設されて総合大学に発展し、さらに経営学部、哲学・心理学・教育学部、言語・文学部、歴史・地理学部、教養・情報処理学部などが相次いで増設されて、1967年、「マンハイム大学」と改称された。したがってマンハイム大学法学部はわが大東文化大学法学部より10年早く創立された西ドイツでは極めて歴史の浅い法学部である。

では、こうした歴史の浅い法学部なら、さぞかしランクの低い法学部であろうと想像する人もあろうが、実はそうではないところに西ドイツと日本の大学の決定的な違いの第二の理由がある。西ドイツでは大学間のランクづけがほとんどないと言われているが、それには次の三つのことが貢献しているように思われる。第一は、大学教授は出身大学（大学教授資格をとった大学）では原則として採用されず、さらに教授の大学間移動が自由かつ頻繁である点である。第二は大学入試制度がない点である。西ドイツでは、四年の初等学校修了者で大学への進学を希望する者は九年制のギムナージウム (Gymnasium) に進学しなくてはならないことになっている。ギムナージウムを卒業する時、各州毎の統一試験があり、それに合格するとアビトゥーア (Abitur) という大学入学資格を取得する。アビトゥーア取得者は西ドイツのどこの大学でも入学が許可されるので、日本のような入学試験の難易度によるランクづけは生まれようがないのである。第三に、西ドイツの大学では半年を単位として八学期制をとっており、学生は原則として各学期毎に全国のどこの大学でも好きなところを渡り歩きながら、選んだ学部修了に必要な科目を履習して大学を修了することができる点である。この制度のために、日本のように「東大卒」とか「大東文化大卒」という者はなく、当然、日本流の学閥も存在しないのである。

このように、大学入学制度の違いや教授と学生が自由に移動するために、そもそも大学間にランクづけができようがないのは当たり前といえば当たり前といえよう。上記したようにマンハイム大学法学部が歴史の浅い学部であっても決してランクの低いものでない理由はこれで御理解いただけたものと思う。以上二点にわたって、日独両国の大学制度の大きな違いについてふれたので、最後にもう一つ大きな違いをあげておきたい。西ドイツの大学は日本のそれと同様に四年制である点では共通であるが、西ドイツの大学では教養課程がなく、四年間がすべて専門課程である点は強調しても強調しすぎることはないであろう。西ドイツでは、四・九の13年間の初中等教育修了者が大学へ進学するので、大学一年生はこの時点で年齢的に日本の大学一年生より一歳上であり、学力の点でもアビトゥーア取得者はすでにギムナージウム段階で教養課程のすべての科目を履習し終えているので、実質的に日本の大学教養課程単位修了者に等しいのである。実際、西ドイツの大学では、日本の高卒者には入学資格を認めておらず、大学教養課程修了者以上の者に限って入学許可を与えていると聞くが、それはこうした制度の違いに由来するものといえよう。

以上法学部がその一部となっている大学制度全体について両国の大きな違いについて紹介したので、次にこうした全体のコンテキストの中で西ドイツの法学部ではどのような法学教育がなされているのか、マンハイム大学法学部を手掛りにして紹介することにしよう。

1980年2月から一年間の初めの二ヶ月間、私は東独と国境を接する北東のニーダーザク

セン州のゲッチンゲンで最初の在外研究生活を送った。その間、幸にも西ドイツ公法学界の第一人者で、西ドイツ連邦憲法裁判所判事（在任 1951—71 年）を歴任した故ライプホルツ (Gerhard Leibholz 1901~1982) 教授と親しく交わる機会をもった。こうした機会をもつことができたのは、私が 30 数年間にわたって研究を続けている、ワイマール共和国時代の代表的な公法・政治学者の一人のヘルマン・ヘラー (Hermann Heller, 1891~1933) とライプホルツ教授が 1927 年、ベルリン大学法学部で一緒に員外教授に就任し、研究室も隣り同志で、親しい関係にあったからである。代表制の研究で世界的に有名なライプホルツ教授については、別の機会にその思い出の記をしるす予定であるが、同教授に関して若干ふれておくなら、ヘラー同様にユダヤ系でありながら社会民主党系のヘラーがナチス政権成立と共にフランクフルト大学教授職を免ぜられ、マドリードに亡命を余儀なくされたのに反して、保守的なスメント教授やカール・シュミット教授の学説を受け継ぐライプホルツ教授はぎりぎりの 1939 年までゲッチンゲン大学法学部教授として活躍し、その後イギリスに亡命し、第二次大戦後の 1947 年に帰国して、再びゲッチンゲン大学法学部教授に復帰しており、ワイマール時代と戦後のゲッチンゲン大学法学部を最もよく知っている同法学部の主ともいふべき存在である。さて、同教授と親しく歓談する折に、西ドイツの法学部のことが気になり、ゲッチンゲン大学法学部についていろいろ、おたずねしたことがあった。その時、二つのことでびっくりしたことを記憶している。一つは、西独は日本と違って第二次大戦後、大学制度だけは連合国によって改革されず、旧来の制度が大体そのまま残されたという点である。とりわけその最たるものが法学部であるとのことであった。もう一つは、法学部のカリキュラムが大東文化大学法学部のそれとほとんど同じであるという点であった。私は、ゲッチンゲンのような古い大学だから、戦前の古い伝統がそのまま残っているからそうなのだろうと勝手に解釈し、他の州の大学法学部では事情が異なるのではないだろうかと考えていた。4 月初めに、マンハイム大学社会科学部政治学・現代政治史学科——同学科はワイマール時代の社会民主党や共産党の研究の第一人者を主任教授に擁しているので有名である——に客員教授として研究室をもらい、落ち着いて在外研究のテーマであるワイマール共和国期の国家学や社会民主党を中心とする政党政治の研究に入ったが、折をみてはマンハイム大学法学部はどのようなカリキュラムを組んでいるのか興味があり、のぞいてみて二度びっくりしたことがある。というのは、ゲッチンゲン大学のそれとほとんど変わりがないからである。そこで持前の好奇心を発揮して、西ドイツの主要な大学法学部の講義要綱を取り寄せて調べたら、ライプホルツ教授の言うことは西ドイツのすべての大学の法学部にあてはまることを知り、三度びっくりしたことを覚えている。

日独両国の法学部カリキュラムがほとんど同一であるのは、日本の法学部のモデルがドイ

ツのそれであった点に起因するが、第二次大戦後、日本の大学はアメリカの学制を導入して大幅に改革されたので、両国の法学部のカリキュラムは随分違っているだろうと思った私の方が認識違いも甚だしかったと言えるのである。しかし両国の法学部の間に違いがないわけではない。日本の法学部はドイツのそれを模倣しているとはいえ、国情の違いによってドイツとは異なる特色をおびるようになり、さらに戦後の両国の政治発展の違いが反映されて、法学部における政治学の位置づけや司法試験制度の点で大きな違いを示していることに気付いた。

まず、法学部における政治学の位置づけの違いからみよう。1810年、フンボルトによってベルリン大学が創立され、ドイツ大学制度の骨格が形成されてから、大学の中心学部は法学部であった。なぜなら啓蒙絶対主義体制、そして1871年ドイツ帝国創立以降は外見的立憲主義体制のプロイセン・ドイツでは上からの統治を担当する官僚養成が大学の主要な使命と考えられていたからである。したがって法学部のカリキュラムは、国家学 (Staatslehre)、法哲学、ローマ法、法制史〔ドイツ法史〕、プロイセン一般国法から成り、その柱は何よりも国家学であったことは言うまでもない。当時の国家学は英仏の政治学 (Political Science Science Politique) と同一の学問で名称のみが日本語で翻訳すると違うのみであった——英語の Politics の語源は Politeia で、それは都市国家の Polis の学問という意味をもっており、それを忠実にドイツ語訳にすると^{シュタート} ^{レーレ} 国家の学 (Staatslehre) となる——。政治学は元来、体制批判の科学であると同時に統治学でもある相矛盾する二面的性格を有しているが、その前者の側面が強調されたのは英仏で、その後者が強調されたのがドイツである。こうした理由によってドイツでは英仏の「政治学」と区別して「国家学」の名称が好まれたのである。そして1848年の市民革命の挫折の結果、市民階級の政治的去勢化と共に、世紀の転換期のドイツ帝国の大学法学部では、政治学としての国家学の体制批判の科学の側面が完全に否定され、国家学は統治学として純化されるに至り、ついにその内容の抽象化と歩調を合わせて、名称も国家学から「一般国家学」(Allgemeine Staatslehre) に変えられ、実質的に国法学 (Staatsrechtslehre) = 公法学に変質させられてしまった——この国法学の集大成者が日本の公法学者に絶大な影響力をもつハンス・ケルゼン (Hans Kelsen, 1881~1973) であることに留意されたい——。明治19年に創立された東京帝国大学の法学部（最初は法科大学と称されていた）はこの時期のドイツ大学法学部のカリキュラムを大体においてそのまま導入し、基本的に今日に至っているのは周知の通りである。しかし戦前の日本では一般国家学 = 国法学を憲法学者が担当していたが、法を作り、支え、かつ時にはそれを破壊する政治の営みが下からの自由民権運動の流れを組む民主主義運動の高揚によって自覚されるにつれて、法学部でもまもなく英米系の大学の政治学部の影響を受けて、政治史、政治学、外交史などの政

政治学の科目が法学部に追加され、政治学は実定法の六法研究と相並んで、法学部の重要な柱となって今日に至っている。もっとも、そこで教えられている政治学はドイツ的国家学の色が強く、官僚統治の補助学たる性格をめぐえるものではなかった。しかし第二次大戦後、政治学はこうした性格を捨てて「科学としての政治学」の方向で再建が企てられているが、独自の学部の樹立とまでは進まず、大体において法学部の枠内で一応法学とは断絶した形で学問形成が行われており、したがって大きな顔をしているというよりはむしろ間借りしている状態である。

これに反してドイツでは、ワイマール共和国になって一般国家学は法学部の中で国法学＝公法学へと退化あるいは純化して行く方向と、それとは逆に先祖帰りを果して体制批判の「科学としての政治学」の面を強め、政治学としての国家学の独立が企てられ——ちなみにこの企てを指導したのはヘルマン・ヘラーであり、その活動の成果が亡命地スペインで途中で絶筆となった邦訳名『国家学』（拙訳、1971年、未来社）であり、同書は第二次大戦後、日独両国において「科学としての政治学」再建の基礎となったものである——、ついにそれを研究・教育する学部や大学の樹立の方向へと分化していった。この後者の動きはナチス時代に一時押えられていたが、西ドイツでは再び強まり、今日、すべての大学では政治学部の設置か、政治学科が法学部から独立しており、大東文化大学のように、政治学が法学部の中に居候しているような状態はどこにも見出せない。こうした両国の法学部における政治学の位置づけと、その有様は、第二次大戦後の両国の民主化の発展の違いを象徴するものといえよう。

次に両国の法学部の大きな違いのもう一つは、司法試験制度との関係について現われている。上述したように戦前のドイツの大学では、日本の大学卒業を証明する学士号付与のような制度はなかった。各大学を渡り歩いて必要科目を履習して大学を去るか、それともある者はその後、ドクトル (Doktor) ——日本では博士と訳されている——の学位取得を目指して、自分が専門とする分野の権威と目される教授に師事して一年以上研究して、学位請求論文を完成して論文審査にパスして始めてドクトルの学位を授与された。これは、日本の大学の学士号とも異なるし、博士号とも異なる。いずれにせよ戦前のドイツでは大学卒業とか日本の大学の学士号という制度はなかったが戦後、西ドイツの大学では、英米仏の三国分割占領統治下にいくらかこれら占領国の影響を受けて改革されて、法学部以外のすべての学部では、八学期の間必要科目を履習した者にディプロム (Diplom) という学位 (大学における履習年限からみると、日本の修士号に相当する) が授与されるようになった。例えば、経済学部の必要科目を履習して修了した者には、Diplomvolkswirt の学位が授与される。ところが、こうした改革が及ばなかった唯一の学部が法学部であった。法学部は日本のそれと違って司

法試験と一体化されており、八学期在学し、必要科目を履習し修了しても、第一次司法試験——西ドイツでは「第一次司法国家試験」(Die Erste Juristische Staatsprüfung) という——に合格しない限り、法学部を卒業したことにはならないのである。法学部は他の学部と違って法曹養成という職業学校的性格をもっており、その資格をとらない者には、法学部修了者とは認めないのである。換言するなら、第一次司法試験は西ドイツの法学部卒業試験であると考えらるなら間違いはないであろう。西ドイツの法学部は学年から言っても日本の医学部と似ているといえよう。言うまでもなく、第一次司法試験合格者には他の学部のようにディプロムの学位は授与されないのである。

さて、司法試験をマンハイム大学法学部を例にとって説明してみよう。バーデン・ヴュルテンベルク州の「司法試験及び司法修習に関する政令」(Verordnung der Landesregierung über die Ausbildung und Prüfung der Juristen vom 9.5.1975) (通常、JAPOと略される)によると、大学法学部で七学期(三年半)の間に、必修科目(民法、商法、刑法、憲法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政訴訟法)と、選択科目(法制史、教会法、法哲学、法社会学、比較法、刑事学、一般国家学、国際法、ヨーロッパ法、行政学、税法、労働法等)の必要科目の単位を取得した者に第一次司法試験受験資格が付与される。この第一次司法国家試験は日本の司法試験に当るものであるが、受験資格は日本と違って法学部の七学期修了者のみに限定しており、これら有資格者の学力は日本の法学の大学院修士課程修了者と同等とみてよからう。さらに授業形式をみると、八学期の前半の二年間に基礎研究、後半の一年半には専門研究を配当し、まず系統的法学学習体系が整備され、こうした体系の中で、講義の他に、ゼミナール、条文解釈練成会(Übung)、模擬試験講習会(Klausurkurs)などの教授や助手を中心とする小人数の六法の徹底的な修得・研修の授業形態が完備されており、七学期の必要科目の単位修了者の中、6,70%が第一次司法国家試験に合格すると言われている。ところで試験は日本と違ってペーパーテストよりも口述試験に重点が置かれているので、それが法学部の授業形態に反映されて、上記したように講義の他の授業形態が日本と違って著しく完備されて、学生の口述能力の開発に重点が置かれる法学教育がなされているのである。この点は日本の法学部が学ぶべき重要な長所ではないかと考えている。わが大東文化大学法学部でも、いささか私見を述べさせていただけるなら、司法試験受験を希望する者はすべて大学院修士課程に進学させて、学部と大学院修士課程を司法試験との関係において一貫した教育ができるように、その運用をはかるべきではないか、と考えることがある。

西ドイツの第一次司法国家試験に戻るが、国家試験の主催者は州高等裁判所長官であるが、試験は各大学で行なわれ、試験委員には、裁判官の他に学該大学法学部教授が加わる。したがって、第一次国家試験は日本の大学法学部試験と形式的には似ていると考えられよう。第

一次司法国家試験合格者は司法官試補 (Referendar) に任官され、裁判所、検察庁、弁護士事務所、行政官庁などで三年半以上の研修を受けなくてはならない。ここで西ドイツの裁判官や弁護士にドクトル学位保持者が多い理由を一寸説明して置きたい。西ドイツでは、大体において、第一次司法国家試験合格の時点で、合格者にはどこの大学の法学部でもドクトル学位請求論文を提出できる資格が付与される。こうしたドクトル学位請求論文を提出できる資格者を通常ドクトーラント (Doktorand) と称しており、日本では独和辞典では「大学院博士課程学生」と訳されているが、法学部に限って言えば、そうも言えるかも知れない。いずれにせよ、司法修習生は、俸給をもらう「司法官試補」という準官吏の身分をもつ反面、ドクトーラントという研究者の身分をあわせてもっている。したがって多くの者は、裁判所、検察庁、弁護士事務所、行政官庁を三ヶ月か六ヶ月単位で渡り歩きながら、法律の実務を研修する傍ら、特定の大学で指導教授 (ドイツでは Doktorvater [ドクトルの父] と言われる) を定めてその指導の下にドクトル学位請求論文の完成に努めるのである。そして優秀な者は三年半の司法修習期間中に論文を完成し、その審査にパスしてドクトル学位を取得するのである。こうして三年半以上の司法修習期間を終えた者は、第二次司法国家試験を受験し合格すると初めて裁判官、検事、弁護士となって社会に巣立って行くのである。ちなみに、第二次司法国家試験の成績で最も優秀な者は大学に戻って助手となって、その後大学教授資格論文を完成し、その審査に合格して大学教授資格 (Habilitation) を取得し、運の良い者は直ちに法学部教授となり、運の悪い者はまず私講師 (Privatdozent) となって、どこかの大学の招聘、すなわち Ruf を待ち、いずれ法学部教授となる。その次の者は裁判官になり、順に検察官、弁護士となるという。これは各州によって事情が異なるので断言できないが、ニーダーザクセン州も同一のようである。

このように、西ドイツでは法曹教育に関しては、大学と司法機関が一体的関係にあるので、大学法学部と司法府の関係は密であり、人事的にもその交流や兼職は日本では想像もできないくらい深い。例えば、法学部教授はほとんど地裁判事を兼務しており、法学の研究・教授と実務が統一されているのを象徴しているかのようである。紙数も予定された枚数をはるかに越えたので、その他紹介したいことが多々あるが、他の機会に譲って、ひとまず西ドイツにおける法学教育、とりわけマンハイム大学法学部の法学教育の紹介をこれで終えることにしたい。(1986年1月11日脱稿) (本学法学部教授)